

## 設計図書等の閲覧等の取扱いに関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、大館市が行う入札及び見積合わせ（以下「入札等」という。）に参加を希望する者等への閲覧及び貸出しに供する設計図書、仕様書、図面等（以下「設計図書等」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

### (閲覧及び貸出しの対象)

第2条 設計図書等の閲覧及び貸出し（以下「閲覧等」という。）は、入札公告の定めるところにより入札参加資格を有する者又は指名を受けた者を対象に行うほか、それ以外の者でも閲覧のみ行うことができるものとする。ただし、電子入札システムにより行う入札（以下「電子入札」という。）においては、原則として、閲覧は電子入札システムの入札情報サービスにより行い、契約検査課窓口での閲覧及び貸出しあり行わないものとする。

2 前項の規定により閲覧等を行った者は、設計図書等の内容を十分に確認し、熟知しなければならない。

### (設計図書等の形態及び部数)

第3条 前条第1項ただし書の入札情報サービスによる場合を除き、閲覧等に供する設計図書等は、印刷物又は磁気ディスク等の電子媒体（電子計算機等を用いて明確に紙面に表示することが可能であるものに限る。）により示すものとする。

2 前条第1項ただし書の入札情報サービスによる場合を除き、閲覧等に供する設計図書等の部数は、次のとおりとする。ただし、必要に応じ部数を調整することができるものとする。

- (1) 閲覧用 1部
- (2) 貸出用 2部

### (閲覧等の時期)

第4条 第2条第1項ただし書の入札情報サービスによる場合を除き、設計図書等の閲覧等は、入札公告の開始日から当該入札公告に係る案件の入札執行日の前日までとする。

2 第2条第1項ただし書の入札情報サービスによる場合を除き、設計図書等の貸出しありは、原則として半日単位とし、次に定めるとおりとする。ただし、勤務を要しない日の前日の午後の貸出しについては、必要に応じ、次の勤務日の午前9時までに返却するものとする。

- (1) 午前 午前9時から12時00分までの間に貸出しを受け、返却すること。
- (2) 午後 午後1時から5時までの間に貸出しを受け、返却すること。

#### (閲覧及び貸出の手続)

第5条 第2条第1項ただし書の入札情報サービスによる場合を除き、設計図書等の貸出しを希望する者は、契約検査課に対し、電話等にてあらかじめ貸出しを受ける日時を予約しなければならない。ただし、閲覧のみを希望する者は、この限りでない。

2 前項の規定により貸出しの予約をした者が契約検査課窓口において設計図書等の貸出しを受けるときは、あらかじめ図書閲覧及び貸出しカード（様式第1号）に必要事項を記入し、持参しなければならない。閲覧のみを希望する場合も、同様とする。

#### (複写)

第6条 設計図書等の貸出しを受けた者、又は第2条第1項ただし書の入札情報サービスによる設計図書等の閲覧をした者は、当該設計図書を複写できるものとする。

#### (設計図書等の購入)

第7条 一般競争入札及び公募型指名競争入札において、市長が必要と認めるときは、入札参加希望者は設計図書等を購入しなければならない。この場合において、購入に係る費用は入札公告ごとに定め、入札参加希望者が負担するものとする。

2 入札参加希望者は、契約検査課又はあらかじめ市長が契約した機関で前項の設計図書等を購入しなければならない。

#### (設計図書等の内容に関する質問等)

第8条 第2条第1項ただし書の入札情報サービスによる場合を除き、設計図書等の閲覧等をした者が設計図書等に関し質問がある場合は、質問書（様式第2号）により、入札公告ごとに定める期間内に市長に提出しなければならない。ただし、質問の内容が軽微である場合は、口頭で契約検査課に申し出し、発注担当課の長が口頭で回答することができる。

2 市長は、前項の質問書の提出があった場合は、質問回答書（様式第3号）により入札執行日の3日前までに質問者に回答するとともに、閲覧場所への掲示等により、その内容を周知させるものとする。

3 第1項及び前項の規定にかかわらず、見積り期間の短い業務等については、前項ただし書きと同様の方法で、隨時質問を受け付けるとともに隨時回答することがで

きるものとする。

4 電子入札においては、設計図書等に対する質問・回答・周知は、電子入札システムにより行うものとする。ただし、質問の内容が軽微である場合は、口頭で契約検査課に申し出し、発注担当課の長が口頭で回答することができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めのない事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

## 図書閲覧及び貸出しカード

件名			
閲覧		貸出し	
(どちらかに○印をつけてください)			
受付年月日	年月日	返却年月日	年月日
会社名			
氏名			

様式第2号（第8条関係）

## 質問書

年　月　日

大館市長　　様

会社名

工事名：

番号	質問内容	備考

様式第3号（第8条関係）

## 質問回答書

年　月　日

様

大館市長

工事名：\_\_\_\_\_

番号	質問内容	回答